

金融監督庁 検査部 審査業務課 担当官御中

平成11年2月1日
通商産業省

金融検査マニュアル検討会「中間とりまとめ」について（意見）

別添のとおり意見を提出いたしますので、宜しくお取りはからい願います。

我が国経済を早期に回復させるためには、金融システムの安定化が不可欠である。とりわけ、情報開示の不足が我が国金融システムに対する信任を低下させているとの側面もあることから、客観的なルールに基づいた透明な金融検査監督の推進に資する今般のマニュアル策定の趣旨には、当省としても何ら異論はない。

しかしながら、現下の厳しい経済情勢のもと、今般の基準が金融機関の「貸し済り」等を一段と激しくしたり、十分に事業の成長の見込みがある企業が破綻に追い込まれるような事態が生じてはならないものと考える。

提案されている「信用リスク検査マニュアル」においては、実質的な債務超過が2年以上続き、さらに原則として5年以内に再建が達成される確実な計画がなければ、一律に「破綻懸念先」と認定されてしまうといった「定量的」な基準が設定されているところであるが、上記の観点から、少なくとも以下の点については、別途の考慮が払われるべきではないか。

1. 中小・ベンチャー企業の取扱

一昨年末より金融機関の融資態度が厳しいとする企業の割合が高水準で推移しており、現在においても、金融機関の貸し済りが解消しているとは言い難い状況にあり、中小・ベンチャー企業に対する適切な与信判断がなされているとは言い難い状況にある。

例えば、創業間もないベンチャー企業や構造的に間接金融への依存が高く財務基盤が弱い中小企業においては、実質的な債務超過が2年以上続いたとしても、今後の成長が期待される場合が決して珍しくない。新事業創出促進法や産業再生計画の策定など新事業創出のために政府を挙げて取り組んでいる最中、こうした新事業の芽を摘むようなことがあってはならない。

従って、中小・ベンチャー企業向け債権等については、こうした財務面での定量的な基準で画一的に判定するのではなく、技術力や販売力、成長性など非財務面の諸要素も勘案して判断ができるように基準を設定されたい。

2. 業種、業態、事業運営者の特性の違いへの配慮

実質債務超過等の判定にあたっては、業種、業態、事業運営者の特性に応じた対応をすべきであり、例えば、「製造設備等に対する投下資本が大きく、その回収に長期間かかるもの」「国際市況の影響が大きく、構造的に毎年の企業収益が大きく幅を持つもの」等には弾力的な対応を可能とするなど、特段の配慮を払われたい。